

各委員会で行う研究について

	Q	A
0	誰が申請を行うのでしょうか？	各委員会の委員長を研究代表者として申請をお願いします。
1	どのような研究が対象になるのでしょうか？	<p>令和3年6月30日施行「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」が対象とする研究になります。</p> <p>(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究 人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。 ア 次の①、②、③又は④を通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。 ① 傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。)の理解 ② 病態の理解 ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証 ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証 イ 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。</p>
2.1	委員会でアンケート調査を行う場合は、申請が必要でしょうか？	アンケート調査でも、人を対象とする研究の場合は申請が必要です。その際には、所属施設あるいは研究機関の倫理審査委員会への付議と研究機関の長からの許可を得る必要があります。(同意取得の有無にかかわらず)。
2.2	学会が行う施設基準・指針に関するアンケート調査は、申請が必要でしょうか？	学会が行う施設基準・指針などに関する調査は申請不要です。その結果を本会誌に委員会報告する、他の学会総会などに報告することも問題ありません。公的機関からの要請による診療実態などの情報の収集も同様です。
2.3	アンケートの調査内容を学術雑誌における研究論文として発表する場合は、申請が必要でしょうか？	学術雑誌における研究論文として発表する予定がある場合には、2.1 に準じて申請をお願いいたします。
2.4	無記名アンケートは、申請が必要でしょうか？	無記名アンケートは「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象ではないのですが、学会員・研修施設責任者への周知をするのであれば申請は必要です。
3	海外学会や海外研究者グループからの依頼について、申請は必要でしょうか？	学会として対応する場合には申請をお願いします。